

平成25年2月7日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県特別職報酬等審議会

会長 野村直史

平成25年1月9日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額については、現行で据え置くこととし、知事及び副知事の退職手当の支給基準については、下記のとおり改定することが適当であるとの結論を得たので答申します。

記

1 退職手当の支給基準

知 事	支給割合	100分の50
副知事	支給割合	100分の36

2 適用日

平成25年4月1日